

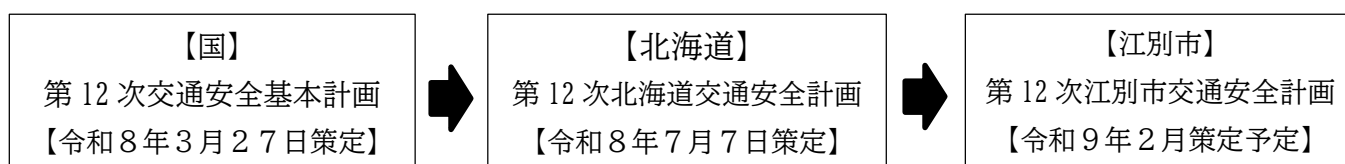
## 第 12 次江別市交通安全計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

交通安全計画は、交通安全対策基本法の規定により、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱として、都道府県交通安全計画に基づき、策定している。

このたび、令和3年度から令和7年度までを対象期間とする第11次交通安全計画の計画期間が終了したことから、令和8年度を始期とする第12次交通安全計画(5年間)を策定する。

### 2 国及び北海道の策定状況



### 3 策定主体

#### (1) 江別市交通安全対策会議（附属機関）

所掌事務：江別市交通安全計画を策定し、及びその実施を推進すること。

#### (2) 江別市交通安全総合対策本部会議（庁内機関）

所掌事務：江別市交通安全計画の策定・実施に係る調整及び推進に関すること。

### 4 策定スケジュール

令和 8 年 7 月 28 日 第 1 回交通安全総合対策本部会議

8 月 28 日 第 1 回交通安全対策会議

10 月 8 日 第 2 回交通安全総合対策本部会議

10 月下旬 第 2 回交通安全対策会議

12 月～ パブリックコメント（1 か月程度）

令和 9 年 2 月 第 3 回交通安全総合対策本部会議

第 3 回交通安全対策会議【策定】